

入 札 説 明 書

福島再生賃貸住宅等新築工事（権現堂集合住宅）に係る令和 7 年 8 月 4 日付け公告第 45 号に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札番号 第 25-026-003-125 号
- 2 入札件名 福島再生賃貸住宅等新築工事（権現堂集合住宅）
- 3 履行場所 浪江町大字権現堂 地内
- 4 履行期間 議会の議決を得た日から令和 9 年 9 月 30 日まで
(フレックス工事期間 90 日を含む)
- 5 仕様等 特記仕様書のとおりとする。

6 入札参加資格

入札に参加する者は、入札公告期日において次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、本件入札に参加する必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、入札参加有資格者が入札日（開札日）までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加することはできない。

(1) 特定建設工事共同企業体に必要な資格要件

I 特定建設工事共同企業体の資格要件

- ① 特定建設工事共同企業体は、代表者となる構成員、その他の構成員 1 者の合計 2 者で構成する。
- ② 構成員の出資比率は、各者 30%以上とする。
- ③ 構成方法は、自主結成であること。
- ④ 国土交通省の定める復旧・復興建設工事共同体であること。

II 構成員共通の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 本件入札に係る公告の日から入札の日までの間に、浪江町の入札参加資格の制限又は指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査を受けている者であること。
- ⑤ 令和 7 年・令和 8 年度浪江町工事等請負有資格業者名簿(建築工事)に登録されていること。
- ⑥ 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。

- ⑦ 警察当局から、暴力団、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして当該状態が継続している者でないこと。

Ⅲ 代表である構成員の参加資格要件

- ① 浪江町内に本社・本店を有すること。
- ② 入札公告以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における建築一式工事の総合評定値(P)が 900 点以上であること。
- ③ 特定建設業の許可を有していること。
- ④ 公告日より過去 10 年の間に、公共又は民間発注における延床面積 1,000 ㎡以上の建築物の新築工事を元請負人（特定共同企業体の場合は代表構成員）として完成した実績がある者であること。
- ⑤ 配置技術者は、1 級建築士免許又は 1 級建築施工管理技術検定合格者、又はこれと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者の資格を有する配置技術者を専任として配置できる者であること。

Ⅳ その他構成員の参加資格者要件

- ① 入札公告以前の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における建築一式工事の総合評定値(P)が 1,400 点以上であること。
- ② 特定建設業の許可を有していること。
- ③ 公告日より過去 10 年の間に、公共又は民間発注における延床面積 4,000 ㎡以上の建築物の新築工事を元請負人（特定共同企業体の場合は代表構成員）として完成した実績がある者であること。
- ④ 配置技術者は、1 級建築士免許又は 1 級建築施工管理技術検定合格者、かつ監理技術者の資格を有する者を専任として配置できる者であること。
- ⑤ 現場代理人は、1 級建築士免許又は 1 級建築施工管理技術検定合格者、又は同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者、かつ建築工事において、現場代理人又は監理技術者として現場に従事した経験を 5 年以上有する者を専任として配置できる者であること。

7 入札参加資格等の確認

- (1) 入札参加希望者は、上記 6 に掲げる入札参加資格を有することを証するための各種書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書類及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 提出書類

- ① 入札参加申込書（様式 1）
- ② 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式 2）
- ③ 復旧・復興建設工事共同企業体協定書
- ④ 委任状（様式 4）
- ⑤ 有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の写し
（公告から契約日までの間を通じて有効なもの）
- ⑥ 建設業許可証明書（通知）の写し
- ⑦ 企業の施行実績確認表（様式 5）（構成員毎に作成）
- ⑧ 現場代理人予定者の実務経験経歴書（様式 6）

- ⑨ 現場代理人予定者の施行実績確認表（様式7）
 - ⑩ 配置予定技術者・現場代理人予定者の保有資格を証明する書類の写し
 - ⑪ 配置予定技術者・現場代理人予定者の雇用関係を証明する書類の写し
（健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等、公告日の前日から起算して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類）
 - ⑫ 使用印鑑届（様式8）
 - ⑬ その他指示された書類
- （3）提出書類における注意事項
- 配置予定技術者及び現場代理人予定者について、保有資格及び雇用関係を証明する書類の写しは、それぞれ必要件数又は必要人数分とする。また、申請書及び資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- （4）受付期間
- 令和7年8月4日（月）から令和7年9月5日（金）
午前9時から午後5時まで（ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
- （5）提出先
- 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
浪江町役場 総務課 管財係 入札担当
電話 0240-34-0237
- （6）提出方法
- 郵送または持参すること。
郵送の場合受付期間内（令和7年9月5日午後5時まで）必着とする。
- （7）提出部数 各1部
- （8）制限付一般競争入札参加資格認定通知書の送付
- 令和7年9月12日（金）までに電話又はFAXにより連絡し、書面は郵送する。

8 設計図書等の閲覧・質問

- （1）設計図書等の閲覧必着
- ① 令和7年8月4日（月）から令和7年8月29日（金）
午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
 - ② 閲覧方法
電子媒体（DVD）配布
紙媒体閲覧
 - ③ 配布及び閲覧場所
浪江町役場 総務課 管財係
- （2）設計図書等の質問及び回答
- 質問がある場合は、質問様式に記載し書面を持参、郵送、FAXまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。また、提出した旨を必ず提出先へ電話連絡すること。
- ① 質問書の提出期限
令和7年9月5日（金）午後5時まで
 - ② 質問書の提出先
浪江町役場 総務課 管財係 入札担当

浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話 0240-34-0237 F A X 0240-35-5352

メールアドレス namiell1040@town.namie.lg.jp

④ 質問の回答

令和 7 年 9 月 12 日（金）まで（ただし、質問内容が複雑であるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。）に、浪江町役場のホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。

9 入札保証金

入札保証金は、浪江町財務規則（以下「規則」という）に定める入札保証金は入札金の 100 分の 5 の額とする。ただし、当該入札に参加する者のうち規則第 115 条の規程に該当するものについては免除することができる。

免除を希望する者は、別紙「入札保証金免除申請書」を入札日の 3 日前までに 7 入札参加資格等の確認（5）提出先まで提出すること。

10 入札の方法等

（1）入札日時及び場所

本件入札は、令和 7 年 9 月 25 日（木） 午前 10 時 30 分から

浪江町役場（浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2） 2 階大会議室

※受付時間は、午前 9 時 45 分 から 午前 10 時 25 分 までとする。

（受付時間を過ぎての受付には一切応じられないため、時間内に必ず受付を済ませること。なお、時間内に受付を済ませていない場合は失格となるため注意すること。）

（2）入札時に必要な書類等

① 委任状（代理人が入札する場合）

② 入札書

③ 工事費内訳書

※浪江町指定様式に金額記載のうえ、入札書、工事費内訳書の順に揃え、左肩をホチキス止めの上、提出すること。（封筒不要）

（3）入札の方法

① 入札参加者は、浪江町工事請負契約約款、金抜き設計書、仕様書、契約の方法及び現場等を熟知し、また、暴力団排除等に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し立てすることはできない。

② 上記 10 の入札の方法等（2）に掲げる書類等を当日持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。

③ 入札参加者は、入札受付の際、代表者・代理人に限らず、本人であることが確認できるもの（運転免許証、保険証又は社員証）を提示すること。また、入札の際、受付時間内に受付完了のうえ所定の場所に着席していない場合は失格とし、入札に参加できないので注意すること。

④ 代理人が出席する場合は受付にて委任状を提出し、入札書に代理人氏名を記入し押印すること。

- ⑤ 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - ⑥ 入札書及び委任状は、浪江町長 吉田 栄光 宛とする。
 - ⑦ 入札会場へは、1 共同企業体につき 1 名のみ入場とする。
 - ⑧ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに金額の訂正した入札は無効とし、一度入札した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。
 - ⑨ 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、入札執行者の指示に従って入札書及び工事費内訳書を提出すること。
- (4) 入札の辞退
- ① 入札を希望しない場合（都合により辞退する場合）は、参加しないことができる。
 - ② 入札参加者が、一旦入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。
- (5) 入札額の記入
- 入札書に記載する入札金額は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110（消費税抜き）に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書に記載された金額の 100/110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額でもって申し込みがあったものとする。
- (6) 工事費内訳書の記入・留意点
- 別紙「工事費内訳書を作成する際の留意点」で確認すること。なお、提出された工事費内訳書は返却しない。
- (7) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
- ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
 - イ 指定の日時までに入札書及び工事費内訳書が提示されないとき
 - ウ 委任状・入札書・工事費内訳書への記名押印を欠くとき
 - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
 - オ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき
 - カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
 - キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
 - ク 代理人が委任状を持参しないとき
 - ケ 工事費内訳書の提出のないとき
 - コ 工事費内訳書が浪江町指定様式でないとき
 - サ 入札書と工事費内訳書の金額が一致しないとき
 - シ 工事費内訳書において、指定した項目を削除したとき
 - ス 工事費内訳書において、指定した項目に空欄があるとき
 - セ 工事費内訳書において、一括値引きの項目が計上されているとき
 - ソ 金額の記入漏れ、計算誤りなど工事費内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合
 - タ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
- (8) 入札執行回数
- 入札執行回数は回数を定めない。

(9) 再入札

予定価格（入札書比較価格）以下の金額の入札がないときは、入札最低価格及び入札者名を発表した上で、直ちに再入札を行う。

再入札の意思のある者は、再入札の際を考慮し、再入札書（押印済のもの）を複数準備すること。その発表により再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、第2回目以降の再入札に参加できない。

(10) 落札者

- ① 予定価格（入札書比較価格）の以下で最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、くじ引きに参加できない。
- ③ 入札者がいないとき、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

1.1 契約の方法等

(1) 契約保証金

規則に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、工事請負約款第4条の規程による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。又は、落札金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金の変更により変更後の請負金額が500万円を越えたときは、この限りではない。

(2) 契約書等の作成等

- ① 規則第94条に基づき契約書を作成する。
- ② 契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。
- ③ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- ④ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。また、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した、仮契約書により仮契約を締結するものとする。ただし、可決されなかった場合は、落札者にこのことによる損害が生じた場合において、発注者は一切その賠償の責めに応じないものとする。

(3) 特約条項

規則により工事請負契約書を作成するものとし、特約事項として別記の条項を挿入する。

1 2 その他

- (1) 本件の監督員は、市街地整備課 整備係 副主査 荒木 真伸とする
- (2) 暴力団排除等に係る誓約事項の規定に該当し契約を解除した場合、契約金額の10分の1を違約金として徴収するものとする。
- (3) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。
- (4) 本工事の現場代理人、監理技術者を定め甲に通知するときは、履歴書を添付して契約締結後5日以内に提出すること。
- (5) 約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処置を裏付ける書類を添付すること。
- (6) 浪江町浪江駅周辺地区16-1号線外基盤整備工事と協力し施工すること。
- (7) 本工事は週休2日確保モデル工事（発注者指定型）とする。
- (8) 本工事は余裕期間を設定した工事（フレックス工事）である。
受注者は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意で設定することができる。
（福島県「受注者が施工期間を選択できる工事（フレックス工事）」の試行期間要領（令和6年3月18日改正）を準用）
- (9) 工事の一部を下請けによる施工とする場合又は資材の購入、機械の購入や借入れ等をする場合はできる限り地元企業を活用するよう配慮すること。
- (10) この入札説明書の交付を受けた者は、町から提供を受けた文書等を第三者へ漏らしてはならず、本件業務手続き以外の目的に供してはならない。
- (11) 天災その他やむを得ない理由により、入札、開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (12) 入札から落札者の決定までに、入札者が上記6に掲げる要件に該当しなくなった場合は、当該入札者は落札者とししない。

【 別 記 】

特約事項 1 (500万円未満の場合)

第1条 請負者（以下「乙」という。）は、約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 乙は、約款第4条1項に規定する契約の保証を付することを要しない。

特約事項 2 (500万円以上の場合)

第1条 請負者（以下「乙」という。）は、約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 約款第34条第1項に定める前払い金は、工事請負代金の4／10以下とする。

第3条 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、部分払いの回数は甲乙協議して定めることとする。

第4条 この契約は、この契約の締結に関し、浪江町町議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合においては、乙にこのことにより障害を生じた場合においても、甲は、一切その賠償の責めに応じないものとする。

※ 特約事項2は以下のとおりの取り扱いとする。

500万円以上1,000万円未満は第1条まで

1,000万円以上2,000万円未満は第2条まで

2,000万円以上予定価格5,000万円未満は第3条まで

予定価格5,000万円以上は第4条まで 以上

別添

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 入札等において、その公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 2 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 3 町の担当職員が行う監督又は検査の実施に当たり、当該職員の職務の執行を妨げたとき。
- 4 正当な理由なく再三にわたり著しく納期が遅延したとき。
- 5 著しく社会的信用を失墜する行為をなし、資格者として不適格と認められるとき。
- 6 前各号のいずれかに該当する事実に関わった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たっての代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用したとき。
- 7 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 8 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 9 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 10 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。